

改正浄化槽法の施行に向けた 対応方針

令和元年12月

環境省

浄化槽リノベーション推進検討会

目次

はじめに.....	1
改正浄化槽法の施行に向けた対応方針.....	3
1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置.....	3
2. 浄化槽処理促進区域の指定.....	6
3. 公共浄化槽制度の創設.....	8
4. 使用の休止の届出の創設.....	12
5. 浄化槽台帳整備.....	14
6. 協議会.....	17
7. 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保.....	19
おわりに.....	21
【参考資料】	
浄化槽リノベーション推進検討会 委員名簿.....	1
浄化槽リノベーション推進検討会 開催経緯.....	2
「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な 指針（ガイドライン）（案）【技術的事項の抜粋】.....	3

はじめに

合併処理浄化槽は、処理性能が優れており、良好な水環境の保全に寄与する恒久的な生活排水処理施設である。一般家庭向けのもは自動車一台程度の広さがあれば設置でき、地勢の影響を受けにくく、かつ、短期間で設置できることから、経済的で投資効果の発現が早いという特長を持っている。合併処理浄化槽は、同じ生活排水処理施設である集合処理施設等と同等の処理機能を有していることから、近年の人口減少等の社会情勢や市町村財政の緊縮とあいまって、合併処理浄化槽による汚水処理施設の整備が進んでいる。また、合併処理浄化槽は生活排水を発生源で処理することから、身近な小川や水路に処理水を放流することで河川の水量を維持することができるとともに、清流を回復させる効果もあり、環境保全上健全な水循環に資する。さらに、近年の大規模災害においても被害を受けても復旧が早く災害対応力もあり、強靱なまちづくりの観点からも大きく期待されている。

合併処理浄化槽の普及状況を見ると、平成 30 年度末時点で全人口の 9.3%、約 1,176 万人が合併処理浄化槽を使用しており、現在では、下水道等の集合処理施設（普及状況は全人口の 82.1%）と並んで生活排水処理施設の柱として重要な役割を担っている。

合併処理浄化槽の役割が高まる一方、現在は新設が禁止されている、し尿のみを処理し生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽が数多く残存している問題が存在している。単独処理浄化槽は昭和 30 年代後半から昭和 50 年代の高度成長期にかけて、下水道の普及に伴い下水道未普及地域における水洗化要求の高まりを受けて急速に整備されたものである。一方で単独処理浄化槽からの放流水による公共用水域への影響、水質汚濁が社会問題となり、平成 12 年に浄化槽法が改正され、平成 13 年 4 月 1 日より原則として単独処理浄化槽の新規設置が禁止されている。以後、設置基数は緩やかに減少しているものの、平成 29 年度末時点において浄化槽全設置基数約 758 万基の 52%にあたる約 391 万基が残存している。

これらの単独処理浄化槽は、普及し始めてから、40～50 年経過するものも存在しており、40 年以上経過しているものは推計で約 100 万基も残存している。11 条検査の結果から、変形、漏水等をしている事例も約 6,000 件みられており、処理不十分なし尿の漏出による公衆衛生への影響も懸念されるので、老朽化した単独処理浄化槽は特に合併処理浄化槽への転換を進める必要がある。さらに、この 11 条検査の受検率は 25%に過ぎず、大量に存在する未受検単独処理浄化槽の中には、老朽化により浄化槽本体が破損や変形、漏水しているものや管理状態が悪いことによりし尿が適切に処理されていない浄化槽も発生している可能性がある。

浄化槽が、本来の処理性能を発揮し、汚水の適正な処理を図るためには、浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われている必要がある。このため、浄化槽法では、浄化槽管理者が、浄化槽の設置後等に行う検査（7 条検査）及び毎年一回行う定期検査（11 条検査）を受検しなければならないこととされている。適正な維持管理を担保する上では、これらの

法定検査を受検することが重要であるが、11条検査に関しては、平成29年度末時点において全国平均の受検率が41.8%（合併処理浄化槽に限れば60.4%、単独処理浄化槽については25.0%）と低い水準となっている。浄化槽の信頼性向上のため、浄化槽台帳の整備を通じて、法定検査受検率の水準を引き上げるとともに、維持管理の指導の強化が急務である。

このような浄化槽を巡る課題が存在する中で、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換と浄化槽の管理の向上について法的措置を講じることを趣旨とした浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号。以下「改正法」という。）が、本年6月12日に可決・成立し、同19日に公布されたところである。さらに、改正法の施行日を定める政令が本年9月6日に閣議決定され、令和2年4月1日に施行されることになった。

改正法において、緊急性の高い単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換に関する措置、浄化槽処理促進区域の指定、公共浄化槽の設置に関する手続き、浄化槽の使用の休止手続き、浄化槽台帳の整備の義務付け、協議会の設置、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保、環境大臣の責務に関する仕組みが新たに創設されることになった。

今般、改正法の施行に向けて、これらの仕組みの具体的な内容について検討することを目的として、環境省が、学識経験者、地方公共団体、業界関係者等の幅広い構成員からなる「浄化槽リノベーション推進検討会」（以下、検討会という。）を設置した。

検討会では、本年8月の設置以降5回にわたり関係者のヒアリングを含めた審議を行い、改正法において省令に規定するよう委ねられた事項や周知すべき事項、緊急性の高い単独処理浄化槽の判定の参考となる技術的事項等について議論を行った。本報告書は、これらの議論について、施行に向けた対応方針としてとりまとめを行ったものである。

改正浄化槽法の施行に向けた対応方針

改正法にて規定された各事項について、その施行に向けた対応方針の検討を行った。対応方針については、その基本的方向性と具体的措置（省令事項、周知事項）を含めている。

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

(1) 改正法の概要

【概要】

既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる特定既存単独処理浄化槽について、都道府県知事が除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言または指導することができること。また、相当の期限を定めて勧告・命令等を行うことができる規定を追加した。（附則第 11 条関係）

【改正経緯】

- 生活雑排水を直接放流する単独処理浄化槽は全国で約 400 万基残存。
- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告（約 6,000 件）。
- そのまま放置をすれば生活雑排水の垂れ流しのみならず公衆衛生に支障を生じる可能性あり。
- 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することが喫緊の課題。

(2) 施行に向けた対応方針

【基本的方向性】

- 特定既存単独処理浄化槽の判断材料となるチェックシートやその評価方法を、省令に基づく指針（ガイドライン）として作成する。
- 法定検査の結果を基本としつつ、法定検査未受検の浄化槽も、浄化槽台帳整備や協議会による関係者の情報共有を通じて対象を絞り込み、行政の立入検査を通じて特定既存単独処理浄化槽の判断をしていく。
- 浄化槽管理者を含めた地域住民に対し、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することの必要性、特定既存単独処理浄化槽の除却等の措置の必要性について周知をしていく。
- 特定既存単独処理浄化槽の除却等の措置を円滑に行うため、循環型社会形成推進交付金による財政支援措置制度を市町村に活用いただくように周知をしていく。

【具体的措置】

＜省令事項＞

特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関して、環境大臣が指針を定めることができるものとする。

＜周知事項＞

1) 環境大臣が定める指針

- 特定既存単独処理浄化槽の判断材料となる客観的な検査項目をまとめたチェックシートやその評価方法を含む指針を示し、当該指針に基づき特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講じること。
- チェックシートにおいて、「そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態」であるか否かの判定に際して参考となる事項（外形的状況、性能状況、周辺環境状況）毎の項目を示す。
- 評価方法において、チェックシートに示す事項毎の項目の判断を行い、総合的に評価を行うことで、「そのまま放置すれば生活環境及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態」であるか否かの判断を行う考え方を示す。
- 措置の実施にあたっては、対象となる単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態の程度や周辺環境への影響からみて、緊急性、必要な措置（除却、補修）の程度、補修で済ませた場合の劣化に伴う再発の可能性等を考慮して行う。

2) 特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報

- 特定既存単独処理浄化槽を把握するためには、指定検査機関による 11 条検査の結果が重要である。このため、単独処理浄化槽も 11 条検査の受検の義務付けがなされていることや今回の改正法の趣旨に鑑み、浄化槽管理者への受検の指導を徹底すること。
- 11 条検査の受検を行っている浄化槽については、指定検査機関による 11 条検査結果の都道府県等への報告により特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽を把握したうえで、指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行い把握すること。
- 11 条検査の受検を行っていない浄化槽については、浄化槽台帳に集積された情報（設置情報（設置年、処理方式等）や管理情報（保守点検、清掃））、協議会や報告徴収制度を通じた保守点検業者や清掃業者から得た情報等から、特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽をスクリーニングしたうえで、指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行い把握すること。
- スクリーニングに当たっては、以下の事項に留意すること。
 - 浄化槽台帳に集積された設置情報から、老朽化による本体や機材の劣化が予想される建築基準法に定める旧構造基準の方式（全ばっき型、腐敗タンク型等）の浄化槽について着目すること。
 - 保守点検業者や清掃業者から得た管理情報から、浄化槽の放流水質が所定の性能を満たさないおそれのあるもの、内部の様態からみて所定の性能を確保できないことが明らかなものや劣化が著しいものについて着目すること。

- これに加えて、浄化槽の放流先の環境や水利用の状況、浄化槽の放流水への条例に基づく水質規制の有無、近隣住民からの苦情通報の情報等も参考にすること。
- 指定検査機関と情報を共有して、環境大臣が定める指針に示すチェックシートによる判定を行うべき浄化槽の選定を行うこと。
- なお、都道府県は、情報収集にあたっては、市町村と連携すること。
- 11条検査の実施に併せて定期的に特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽を把握すること。

3) 浄化槽管理者を含めた地域住民への周知及び財政支援制度の活用

- 特定既存単独処理浄化槽は、その浄化槽の様態からみて周辺への環境負荷が大きく、生活環境及び公衆衛生にも重大な支障が生じるおそれがあることから、除却等の必要性について浄化槽管理者を含めた地域住民に周知していくこと。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換することの必要性とともに、単独処理浄化槽の撤去費、合併処理浄化槽の設置工事費やその宅内配管工事に対する循環型社会形成推進交付金による支援措置制度により浄化槽管理者の自己負担の軽減が図られることも地域住民に周知していくこと。
- 今後、都道府県知事が浄化槽管理者に対して単独処理浄化槽の除却・合併処理浄化槽への転換を助言・指導し、浄化槽の転換工事を円滑に進めるためには、市町村は、環境省の宅内配管工事に対する補助制度を活用して、浄化槽管理者の自己負担の軽減に努めること。
- 一部の都道府県においては単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に関する市町村に対する財政支援にすでに取り組まれているところもある。都道府県は、これらの取り組みとも併せて、管内の市町村に対して浄化槽の設置工事費のみならず、単独処理浄化槽の撤去費や宅内配管工事に対する支援措置制度の活用を促すこと。

2. 浄化槽処理促進区域の指定

(1) 改正法の概要

【趣旨】

浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域を「浄化槽処理促進区域」として市町村が指定することができる」と規定した。（第12条の4関係）

【改正経緯】

- 平成26年1月に、国土交通省、農林水産省、環境省の関係3省で、汚水処理施設に関する都道府県構想策定のためのマニュアルを策定。
- 今後10年程度を目標に汚水処理未普及地域が解消するよう取り組んでいるところ。

(2) 施行に向けた対応方針

【基本的方向性】

- 浄化槽処理促進区域が都道府県構想と整合している考え方を示す。
- 公共浄化槽を設置する場合には浄化槽処理促進区域を指定する必要がある。
- 浄化槽処理促進区域では、公共浄化槽だけでなく個人設置型浄化槽も整備が可能であることを示す。

【具体的措置】

<省令事項>

公告の方式を定める（市町村が実施するものであるため、特に方法を限定せず、市町村に委ねることとする）。

<周知事項>

1) 浄化槽処理促進区域の指定

- 市町村は、改正法の趣旨に鑑み、市町村の区域（下水道法に規定する処理区域及び予定処理区域を除く。）のうち、自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要がある区域を、積極的に浄化槽処理促進区域として指定すること。
- 浄化槽処理促進区域の概念に示される自然的経済的社会的条件の各要素の考え方としては、以下の内容が考えられること。
 - 自然的：自然環境（地形の起伏、河川・水路との位置関係等）からみて、浄化槽の特長を活かせるか。水環境の保全や自然環境（動植物・生態系）の保全が求められているか。
 - 経済的：地域の状況からみて、集合処理方式との比較の中で浄化槽の設置がより効率的に整備できるか。
 - 社会的：水路や側溝、汚水処理施設の整備状況から見て浄化槽の特長を活かせるか。人口動態（密度、高齢化率、将来人口等）や土地利用状況からみて、浄化槽の特長を活かせるか。
- 浄化槽処理促進区域は、自然的経済的社会的条件の考え方からすると、都道府県構想に

示す浄化槽整備区域に含まれることから、市町村は、その区域指定にあたって都道府県構想と整合を図るように行うとともに、生活排水処理計画に定める処理区域も浄化槽処理促進区域の指定と整合が図られるように必要に応じて見直すこと。

- 市町村は、公共浄化槽を整備する場合には、浄化槽処理促進区域を指定する必要があること。
- 浄化槽処理促進区域には、市町村による公共浄化槽の整備だけでなく浄化槽設置整備事業（個人設置型）による浄化槽整備が可能である。市町村は、その地域特性から、公共浄化槽または浄化槽設置整備事業（個人設置型）による事業を選択して浄化槽の整備を積極的に進めること。

2) 都道府県との協議の手続き

- 都道府県は、浄化槽処理促進区域の指定に関して、市町村から申請の協議を受けた際は、「都道府県構想において浄化槽整備区域に該当する地域」と「浄化槽処理促進区域」について、整合が図られているか確認すること。
- 併せて、「浄化槽処理促進区域」と「市町村の生活排水処理基本計画に定める処理区域」についても整合が図られるように、生活排水処理基本計画も必要に応じて見直すように助言すること。
- 今後、都道府県構想において浄化槽整備区域の見直しが行われたときには、当該区域と整合した浄化槽処理促進区域の見直しが図られるように、都道府県は市町村に助言すること。

3) 汚水処理事業の適用

- 改正法の施行後に、公共浄化槽（現在の市町村設置型浄化槽事業による浄化槽設置または集落排水事業）の新規実施・拡張を行う場合は、あらかじめその浄化槽設置等を行う事業実施地域を含めて浄化槽処理促進区域として区域指定すること。
- 既存の集落排水事業の実施区域について浄化槽処理促進区域として指定をする場合には、既存の集落排水事業を改正法に基づく公共浄化槽の位置付けとして事業を行うこととなる。公共浄化槽として位置付けられることにより、改正法に基づく公共浄化槽の手続きが必要となることや集落排水事業の利用者に対して排水設備の設置の承認等の規定が適用されること。
- 集落排水事業を行う市町村は、既存の集落排水事業の区域を浄化槽処理促進区域として行うか集落排水担当部局と調整のうえで、区域指定を行うこと。

3. 公共浄化槽制度の創設

(1) 改正法の概要

【概要】

浄化槽処理促進区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度（住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）を規定した。（第2条第1の2号、第12条の5～第12条の17 関係）

【改正経緯】

- 環境省は、昭和62年より浄化槽設置整備事業（個人設置型）を実施。平成6年度から、浄化槽市町村整備推進事業（市町村が浄化槽の設置・維持管理の主体となり、受益者となる住民からの分担金や使用料により事業費を賄う公営企業として実施）を実施している。
- 今後10年程度を目標に汚水処理未普及地域が解消するよう取り組んでいるところ。（市町村設置型浄化槽整備事業は176市町村、集落排水事業は891市町村で5,004事業実施）
- 循環交付金の交付においては、共同浄化槽や、PFI等の民間活用を行うもの、公営企業会計の導入により持続的な経営に取り組む市町村に対して重点的に支援を実施している。

(2) 施行に向けた対応方針

【基本的方向性】

既存の浄化槽法の設置手続きや他の公共施設の手続きや考え方を参考に以下の事項について、省令や施行通知で示す。

- 設置計画において定めるべき事項
- 設置計画を定める際の土地及び建築物の所有者の同意手続き
- 都道府県知事や特定行政庁の協議手続き
- 既設の私有の浄化槽について市町村が自ら管理する場合の同意手続き
- 接続の廃止の手続き 等

浄化槽は分散型汚水処理施設であり、公共浄化槽の整備手法は各戸設置を基本としつつ、狭小家屋が密集する等の地域特性から複数戸の汚水をまとめて処理する方が望ましい地域においては共同浄化槽（複数戸の家屋の汚水を1基の浄化槽で処理するもの。）も組み合わせ柔軟に整備を進め、汚水処理未普及解消に努めることを示す。

【具体的措置】

<省令事項>

- 設置計画には、設置場所、種類、規模及び能力、設置の予定年月日の他、放流先または放流方法、浄化槽に附帯して管路施設を設置する場合には当該管路施設の概要を定め

るものとする。

- 設置計画を定める際の土地及び建築物の所有者の同意手続は、設置計画の概要を文書で説明し、書面により同意を得ること。
- 都道府県知事や特定行政庁の協議は、当該浄化槽に接続する建築物の用途及び延べ床面積、処理対象人員及びその算出根拠等を記載した書類を添付して行うこと。
- 既設の私有の浄化槽について市町村が管理しようとするときは、書面により同意を得ること。
- 排水設備の設置の承認は、接続しようとする建築物の所在地、処理対象人員等を記載した書面を提出して行うこと。
- 使用開始の届出は、使用開始年月日を記載した書面を提出して行うこと。
- 接続廃止の届出は、建築物の撤去予定年月日を記載した書面を提出して行うこと。

<周知事項>

1) 公共浄化槽制度の創設

- 公共浄化槽とは、浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち「設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理する浄化槽」及び「地方公共団体以外の者が所有するものについて市町村が管理する浄化槽」であること。
- 市町村が設置主体となることで、維持管理が徹底され良好な放流水質を確保できることや設置に関する住民負担の軽減にもつながるメリットがあること、また、市町村が面的な浄化槽の整備を進めることで、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換が進めやすくなる特徴を生かし、改正法において「公共浄化槽」を新たに定義して設置計画の策定制度や公共浄化槽を設置することに事前に同意した者への公共浄化槽の使用・接続の義務等の制度が規定されたこと。
- 市町村が、市町村設置型浄化槽整備事業を実施する場合において、これらの浄化槽を設置するエリアが浄化槽処理促進区域に含まれる場合は、法定の手続きに則り、公共浄化槽として設置すること。

2) 公共浄化槽設置計画制度

- 設置計画の内容は、設置場所、種類、規模及び能力、設置の予定年月日の他、放流先または放流方法等、付近の見取図等であり、法第5条の設置の届出に準ずるものである。このため、中長期的な整備計画ではなく、設置する浄化槽毎の内容を含めた具体的な設置計画を示すものであること。
- 工事を実施する年度毎や月毎等、市町村毎の工事の施工計画や施工実施の進め方の実情等に応じて、一定期間の間に同意を取得した方を対象とした設置計画とすることも可能であること。ただし、同意を得て初めて設置計画としての法的効果が生じるものであり、同意を得ていない部分については、接続義務等にかからないこと。
- 法第12条の5第3項の規定に基づく設置計画の同意取得の手続は、書面により行うこ

とになるが、特に書面の様式を定めるものではないことから、市町村設置型浄化槽整備にあたって既存の様式が定められている地方公共団体においては、既存の様式を活用して差し支えないこと。同意取得の際には、公共浄化槽の特徴や使用上の留意点も含めて設置計画の概要の説明に努めること。

- 法第 12 条の 5 第 4 項の規定に基づき、都道府県知事及び特定行政庁に協議をし、設置計画の同意を得たときは、法第 5 条第 1 項の規定による届出及び同条第 4 項ただし書に規定する通知があったものとみなされること。

3) 地方公共団体以外の者が所有する浄化槽であって市町村が管理する公共浄化槽

- 法第 12 条の 6 の規定は、既設浄化槽の寄附、寄贈に伴い、所有権が市町村に移るものと、管理組合等が設置した浄化槽を所有権は移さずに市町村が管理する場合が想定される。
- 既設の私有の浄化槽の管理手続は、特に様式を定めるものではないことから、条例において定められている市町村への寄附等の手続が文書で行われているものである限り、特段現行の手続を変更する必要はないこと。
- 既設の私有の浄化槽を所有権は移さずに市町村が管理する場合においては、浄化槽管理者として改正法の各種規定の履行や浄化槽の維持運営に係る費用の取扱いについて、あらかじめ浄化槽の所有者と協議を行うこと。

4) 排水設備の設置等

- 建築物の所有者が設置する排水設備の設置にあたっては、建築基準法や各市町村の条例に則って、適切な構造の排水設備が設置されるようにすること。
- 市町村が浄化槽に附帯して管路施設を設置する場合の管路施設の基準については別途示すこと。
- 法第 12 条の 8 第 4 項において、市町村は、排水設備を設置する者、汲み取り便所を水洗便所に改造しようとする者に対して、必要な融資、助成金の交付等の援助に努めるべきであるとしたこと。
- 法第 12 条の 8 第 5 項において、国は、排水設備を設置する者、汲み取り便所を水洗便所に改造しようとする者に対する助成を行う市町村に対して、必要な資金の融資等の援助に努めるべきであるとしたこと。
- 設置計画作成後に新たに建築物からの排水を公共浄化槽に接続しようとするときは、受け入れても処理性能上問題がないかどうか、法第 12 条の 10 に基づき市町村が承認する際に判断すること。

5) 公共浄化槽整備事業の実施について

- 公共浄化槽事業を行う市町村は、法 12 条の 14 第 2 項の原則に基づき事業に係る原価を踏まえた適切な料金を設定するとともに、P F I 等の民間活用によるコスト縮減や

汚水処理サービスとしての公共浄化槽の経営状況について適切に把握するために公営企業会計の適用を進めるとともに、事業の実施内容について市民に周知すること。

- 公共浄化槽における浄化槽整備手法については、各戸設置型浄化槽（1戸に1基の浄化槽を設置）及び共同浄化槽（複数戸の家屋の汚水を1基の浄化槽で処理するもの。）がある。浄化槽は分散型汚水処理施設であり各戸設置が基本である。一方で、狭小家屋が密集する等の地域特性から複数戸の汚水をまとめて処理する方が望ましい地域においては共同浄化槽（複数戸の家屋の汚水を1基の浄化槽で処理するもの）も組み合わせて柔軟に整備を進め、汚水処理未普及解消に努めること。なお、自然的社会的経済的観点から、各戸設置型浄化槽で整備すべきエリアにおいては、各戸設置の浄化槽整備を行うこと。
- 公共浄化槽の清掃により収集した汚泥は一般廃棄物であることから、廃棄物処理法に基づき市町村の統括的な責任のもとで適正処理に努めること。

6) 既存施設の扱い

- 既設の浄化槽市町村整備推進事業によって設置された浄化槽及び集落排水施設については、新たに公共浄化槽の設置計画を定める必要はなく、その場合は従来の浄化槽法の規定により事業を継続することになること。
- 法施行後に、市町村が浄化槽処理促進区域を指定する際に、既設の浄化槽市町村整備推進事業によって設置された浄化槽や集落排水施設を浄化槽処理促進区域に含める場合には、改正法附則第2条により、みなし公共浄化槽として位置付けられ、公共浄化槽の各種規定が適用されること。

4. 使用の休止の届出の創設

(1) 改正法の概要

【概要】

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除できる規定を追加、浄化槽の使用の再開についても届出義務を規定したもの。(第11条の2関係)

【改正の背景】

- 平成30年3月現在、休止届を条例や規則で設定している都道府県数は16、市町村数は335である。
- 浄化槽を休止するにあたっての清掃の実施や休止中の浄化槽法の維持管理に関する法律の適用の明確化が課題。
- 浄化槽台帳システムの導入と併せて、休止届の制度の導入により、浄化槽の管理の指導についてよりきめ細かく対応可能。

(2) 施行に向けた対応方針

【基本的方向性】

- 休止届が必要となる休止の定義について明確にする。
- 休止前、再開後の保守点検や清掃の扱いについて明確にする。

【具体的措置】

<省令事項>

- 通常の清掃とは異なる点(汚泥等の引き出しは全量、洗浄に使用した水の再利用の禁止、水道水等を使用して張り水を行うこと)について、浄化槽法施行規則第3条の清掃の技術上の基準に記載する。
- 休止の届出様式を定め、休止予定年月日(電気または水道の使用を休止する予定年月日等)、消毒剤の撤去等を記載事項とする。届出には、清掃の記録を添付する。
- 再開の届出様式を定め、使用再開年月日等を記載事項とする。
- 再開にあたって保守点検を実施した場合には、法第10条第1項に基づく保守点検とみなす。

<周知事項>

- 休止手続きは、清掃を要件として浄化槽使用者の任意の届出により法定検査・保守点検・清掃を免除する仕組みであること。
- 別荘、スキー場、学校施設等の間欠的な利用を行うことが前提となっている浄化槽は、休止手続きを行うか、休止手続きを経ずに法定検査・保守点検・清掃を受けるかは、それぞれの使用様態に応じて個別に判断されるものであること。

- ただし、浄化槽の使用休止期間が長期間に及ぶ場合は、法定検査・保守点検・清掃の実施に関する負担が大きいことのみならず、これらの実施を怠る場合は浄化槽の処理機能への影響も懸念されることから、休止届が必要となりうる休止期間の標準的な目安を「一年以上」としつつ、浄化槽使用者の使用様態に応じて休止届を受理すること。一方、家屋の売却等、休止期間が事前に把握できないものについては、休止期間に関わらず、休止扱いとして休止届を受理すること。
- 再開に際して、使用開始直前の保守点検を実施することが望ましく、保守点検を実施した場合には、法第10条第1項に基づく保守点検とみなすこと。
- 休止・再開手続きは浄化槽管理者が行うものであるが、休止前の清掃を行った清掃業者や消毒剤の撤去を行った保守点検業者が、浄化槽管理者の了解の上で代行することは可能であること。

5. 浄化槽台帳整備

(1) 改正法の概要

【概要】

都道府県知事・保健所設置市長に対し、浄化槽に関する台帳の作成及び管理を義務化した。(第49条関係)

【改正経緯】

- 11条検査の受検率は約40%と非常に低い状況。
- 浄化槽の適正管理を図るためには、行政が指定検査機関や保守点検業者、清掃業者等の把握している情報も併せて一元的に把握することが望ましい。
- 浄化槽設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換も含めた浄化槽整備、定期検査の受検の指導等を行うことが可能。

(2) 施行に向けた対応方針

【基本的方向性】

- 浄化槽の設置情報の把握のみならず適切な管理の実施による良好な放流水質の確保の観点から、浄化槽台帳の記載事項を定める。
- 都道府県知事は浄化槽台帳の正確な記録を確保するよう努める。
- 浄化槽台帳作成や管理は、指定検査機関等への委託を可能とする。
- 浄化槽台帳における個人情報適切に取扱う。

【具体的措置】

<省令事項>

- 浄化槽台帳の記載事項は、法で定めた7条検査、11条検査の実施状況に加えて、設置届出年月日等の設置に関する情報、使用開始年月日や休止年月日等の使用に関する情報、保守点検の実施状況に関する事項、清掃の実施状況に関する事項、その他浄化槽の管理に関し参考となる事項とする。
- 浄化槽台帳の更新について、都道府県知事は浄化槽台帳の正確な記録を確保するよう努めること。
- 浄化槽台帳作成や管理を指定検査機関その他適正な者に委託できることを定める。

<周知事項>

1) 浄化槽台帳の整備項目

- 改正の趣旨からすると、浄化槽の設置情報の把握のみならず適切な管理の実施による良好な放流水質の確保の観点から、行政による指導のもとで浄化槽の管理の向上を目指すことが必要であるため、法定検査、保守点検、清掃の情報も収集して、統合できる

浄化槽台帳の整備を進める必要がある。このことから、浄化槽台帳の整備項目については、法令で定める記載事項毎に以下の内容を含めること。

- ▶ 設置状況（浄化槽ID（浄化槽番号）、浄化槽設置届出日、設置場所の地名地番、設置者電話番号、浄化槽型式名、浄化槽メーカー名、方式名、処理の対象（①単独②合併）、建築物用途、処理対象人員、BOD除去率（%）、処理水BOD（mg/L）、河川・側溝・地下浸透等の放流先 等）
 - ▶ 使用状況（浄化槽管理者氏名、浄化槽管理者住所、浄化槽技術管理者名（政令で定める規模の浄化槽のみ）、使用開始年月日、休止年月日、再開年月日、使用廃止年月日、廃止の理由 等）
 - ▶ 7条検査の実施状況（検査日、工事業者名、検査結果、（7条検査不適正の場合）その原因 等）
 - ▶ 11条検査の実施状況（検査日、検査結果、（11条検査不適正の場合）その原因 等）
 - ▶ 保守点検の実施状況（保守点検実施日、保守点検業者名、点検記録（臭気や透視度、堆積汚泥厚、スカム厚等の水質関連情報を含む） 等）
 - ▶ 清掃の実施状況（清掃実施日、清掃業者名、清掃記録（清掃前点検による臭気や透視度、堆積汚泥厚、スカム厚等の水質関連情報を含む） 等）
 - ▶ その他（下水道台帳との突合や空家情報等からみた使用実態に関する情報 等）
- 上記に記した整備項目以外にも地域の状況に応じて独自の項目を追加することやGIS機能を搭載したより多機能な浄化槽台帳システムを整備することでより質の高い浄化槽台帳の整備をすることに努めること。

2) 浄化槽に関する情報収集及び浄化槽台帳への反映

- 改正法第49条第2項により、都道府県知事は、行政、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者から浄化槽に関する情報を収集することが可能であることから、都道府県は、協議会等を通じ、保守点検や清掃の情報に関して関係機関に協力を求め情報を集積して浄化槽台帳の整備を行うこと。
- また、同項により、不動産登記簿謄本や住民票情報、電気事業者からの電気の使用状況等の情報を収集することも可能であることから、浄化槽の使用に関する正確な情報収集に努めること。
- 浄化槽台帳整備の過程において、無届浄化槽を把握した場合においては設置届出の徴収に努めるとともに、行政の職務権限で浄化槽に関する情報を可能な範囲で収集し、無届浄化槽であることがわかるようにしたうえで浄化槽台帳に記載すること。
- 下水道台帳・し尿収集履歴との突合や空き家等、関係機関への情報収集からみて使用実態がなく、今後もその使用が見込まれないことが特定できた浄化槽については、法定の休廃止手続きがとられていない場合においても、浄化槽台帳にその状況を記載し、休廃止に準じた扱いとすること。

3) 浄化槽台帳の質の確保

- 都道府県知事は、少なくとも11条検査の実施に併せて年1回は情報更新に努めること。
- 浄化槽台帳整備にあたり、法施行当初は対応可能なものから整備を進めるとともに、関係機関からの情報収集体制の整備や管理情報も含めた浄化槽台帳のシステム化については法施行から3年を目途に整備に努めること。

4) 浄化槽台帳の委託の取扱い

- 浄化槽台帳の作成事務の一部について指定検査機関その他当該事務を適切かつ確実に実施することができる者に委託して行うことができるが、関係機関への情報収集の依頼については、都道府県知事が行うこと。
- 受託者は個人情報を適切に取り扱うこと。都道府県知事は、委託にあたって個人情報保護の適切な取扱いを契約書に明記するほか、委託先の監督に努めること。
- 改正法に基づく委託とは別に、都道府県は浄化槽台帳の事務を地方自治法に基づき市町村へ権限委譲することは可能であること。
- 関係機関への情報提供について、浄化槽台帳情報を第三者に提供する行為については、個人情報保護条例に沿った対応を行うこと。協議会において浄化槽台帳情報を取り扱う場合には、その情報が外部に漏洩することがないように、協議会の構成員は当該情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

6. 協議会

(1) 改正法の概要

【概要】

地方公共団体が、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる規定を追加した。(第54条関係)

【改正経緯】

- 現在、全国的に様々な形態で行政と指定検査機関と浄化槽協会等の関係者で構成される会合を設置されている。
- 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を含めた浄化槽の施設整備、浄化槽台帳の整備及び運営、浄化槽使用者の浄化槽の適切な管理の実施とその支援等について、関係者の議論による連携や地域の実情に応じた取り組みを実施。

(2) 施行に向けた対応方針

【基本的方向性】

- 都道府県及び市町村が地域の実情にあった「目的の設定」、「構成員の設定」等を行い、協議会を通して各種施策を実施するよう促す。

【具体的措置】

<省令事項>

- 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じた協議会の組織構成に努めること。

<周知事項>

- 都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他の浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。協議会において合意された事項については、協議会の構成員は当該協議結果を尊重しなければならないこととした。
- 協議会の組織を行う際には、地域の実情にあった課題の設定、体制の設定を行うべく、管内の浄化槽等の関係団体と協議すること。
- 既存の任意の協議会を改正法に基づく法定協議会とすることも可能であること。
- 都道府県及び市町村は、地域の実情に鑑み、協議会の設置要綱(案)の例示に限らず、目的、構成員、業務を柔軟に設定できること。
- 構成員については、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者等が加盟する各都道府県の浄化槽関係団体の代表者とすることも可能であるとともに、都道府県または市町村が必要と認める者として外部有識者や課題への取り組みについて知見を有する者を含めることが可能であること。
- 協議会の設置要綱(案)の例示

- 目的（浄化槽の整備促進、適正な維持管理の促進 等各協議会において検討）
 - 業務（一例として：浄化槽管理者への支援（維持管理費用の支援、一括契約の推進等）、公共浄化槽の設置、浄化槽台帳の作成、特定既存単独処理浄化槽に関する情報収集や除却判断、浄化槽処理促進区域の指定、その他目的を達成するために必要な事業 等各協議会において検討）
 - 構成員（一例として：都道府県、市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者 等各協議会において業務に応じた適切な構成員を検討）
 - その他 協議会の目的を達成するために必要な業務に関すること 等
- 協議会における協議の過程で浄化槽の所有者等の氏名、住所等の情報が外部に漏洩することのないよう、協議会の構成員は当該情報の取扱いには細心の注意を払う必要がある。

7. 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

(1) 改正法の概要

【概要】

保守点検業の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加した。(第48条第2項関係)

【改正経緯】

- 浄化槽の保守点検の業務は、都道府県・保健所設置市は、条例によって浄化槽保守点検業者の登録制度を設けることができるとしている。
- 浄化槽については、近年の社会的な要請から処理性能の向上、コンパクト化に伴う技術の高度化が進み、維持管理についても新たな知識や実務上の技術の習得が必要。

(2) 施行に向けた対応方針

【基本的方向性】

- 研修機会の確保、研修事項及び研修体制の基本的な考え方を示す。
- 研修体制が確保されていない都道府県等の体制の構築に対する支援のあり方を示す。
- 来年4月からの施行に向けて、都道府県は来年当初に条例等の改正や研修体制の確保を行う必要があるため、今回の改正事項の中でもとりわけ先んじて周知していく。

【具体的措置】

<周知事項>

1) 研修の機会の確保

- 改正法の趣旨に鑑み、保守点検を業とする者の登録に関する条例において、登録する保守点検業者に設置する浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が確実になされるようにすること。また、保守点検業者に従事する浄化槽管理士の資格を所有する全ての者の研修の機会が確保されることが望ましい。
- 条例における措置の方法については、以下が考えられること。
 - 保守点検業者の登録の要件に、浄化槽管理士の研修受講を要件とすること(登録の申請書の添付書類として浄化槽管理士の研修の受講証明書等を求める等)。
 - 登録の申請書に登録の有効期間における研修計画を記載させること。
 - 登録の有効期間毎に1回以上の受講を義務付けること。
 - 浄化槽管理士証に研修の受講年月日を記載すること。

2) 研修事項

- 研修事項は、全国統一的に講習すべき事項と各地域の実情に応じて講習すべき事項がある。
- 研修内容は、a) 浄化槽行政の動向、b) 浄化槽の構造と機能、c) 浄化槽の保守点検と清掃、d) 地域における浄化槽情報(浄化槽に関する施策展開と普及状況・法定検査

の結果)、e) その他(各地域に応じて研修すべき内容を実施)とすること。

- 浄化槽管理士の国家資格の指定機関である公益財団法人日本環境整備教育センターと一般社団法人全国浄化槽団体連合会に対して、都道府県及び地方関係団体の要請に応じて教材の提供や講師の派遣等の協力をするように要請する。
- 都道府県は、地方関係団体と協議したうえで、公益財団法人日本環境整備教育センターと一般社団法人全国浄化槽団体連合会に協力を求めて、研修内容の質の確保に努めること。なお、全国統一的に講習すべき事項(a)～c)の教材については、公益財団法人日本環境整備教育センターにおいて作成準備をしている。

3) 研修体制の確保

- 都道府県において地方関係団体等が主体となって浄化槽管理士に対する研修の機会が確保される場合は、その研修体制を活用することで差し支えない。また、管内の保健所設置市や近隣の都道府県と連携した広域的な研修体制を構築することも差し支えない。広域的な研修体制による研修を受講することで、その対象となる地域内で浄化槽管理士に対する研修の機会が確保されたとみなすことも差し支えない。
- 研修の機会を得られる体制が確保されていない都道府県においては、環境省の要請により、公益財団法人日本環境整備教育センターと一般社団法人全国浄化槽団体連合会が当該都道府県及びその周辺都道府県と併せた地域ブロック単位の広域的な地域を対象とした研修体制を構築する見通しである。都道府県は地方関係団体等と連携して、公益財団法人日本環境整備教育センターや一般社団法人全国浄化槽団体連合会に協力して研修体制の構築に努めること。
- なお、地方関係団体等が主体となって研修の機会が確保できる都道府県において、公益財団法人日本環境整備教育センターと一般社団法人全国浄化槽団体連合会が構築する広域的な研修体制に参加して行うことも差し支えない。

おわりに

本検討会は、改正法の施行に向けて、約5ヶ月間という審議期間の中で精力的な審議を行い、施行に向けた対応方針として基本的な方向性及び具体的措置をとりまとめた。併せて、特定既存単独処理浄化槽に対する措置の判断材料となるチェックシートやその評価方法を含む指針案の技術的事項や浄化槽管理士に対する研修事項や研修体制についても議論を行った。

まずは、この対応方針に沿って、環境省が関係する省令改正等を行うとともに、予算制度の活用と併せて浄化槽行政の実務を行う都道府県や市町村が改正法の施行にしっかり取り組むことで、改正法の趣旨に応える必要がある。

今回の審議の過程において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽処理促進区域における浄化槽整備手法や浄化槽台帳を通じた管理の高度化に関して、様々な議論がなされた。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、特定既存単独処理浄化槽に対する措置のみならず、それ以外の既存単独処理浄化槽も生活雑排水を直接放流することで環境への負荷が生じていることや、時間の経過とともに浄化槽自体の劣化が進行して特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれも高まる。このことから、地域住民に対して広くその必要性を周知していくとともに、定期的な特定既存単独処理浄化槽の把握や措置の実施、宅内配管工事を含めた合併処理浄化槽への交換の予算措置の活用や公共浄化槽整備事業等の多様な浄化槽整備手法によって、市町村が主体的に合併処理浄化槽への転換を進めていく必要がある。

浄化槽処理促進区域における浄化槽整備手法について、個人設置型事業と公共浄化槽事業の比較、公共浄化槽事業における各戸設置型と共同設置型事業の比較、公共浄化槽事業と公共下水道事業に関する汚水処理サービスの比較について様々な意見が交わされた。いずれにしても、市町村が、浄化槽処理促進区域を積極的に指定して、地域の実情に応じた整備手法の選択を行い、地域住民の合意形成を図りながら、効率的な浄化槽整備を進めていく必要がある。

浄化槽台帳を通じた管理の高度化について、当面は、設置や使用の情報、法定検査、保守点検や清掃の情報を統合した質の高い浄化槽台帳の整備を進め、台帳の情報基盤に基づく単独処理浄化槽の転換を含めた浄化槽整備や法定検査の受検や管理の指導強化が図られることになる。しかしながら、この取り組みを最終到達点とするのではなく、この情報基盤整備をスタートラインとして、今後の人口動態の変化、土地利用状況の変化、汚水処理施設の老朽化への対応、頻発する災害に対応した浄化槽の効率的・効果的な整備、浄化槽の設置情報と管理情報を統合したビッグデータを用いた科学的知見に基づくきめの細かい管理手法の確立、新たに製造される浄化槽への情報管理技術の取り込みによる管理の高度

化等の新たな施策展開が行われるように、環境省が地方公共団体や浄化槽関係団体と連携しながら進めていく必要がある。

浄化槽の保守点検業に従事する浄化槽管理士に対して研修の機会が確保されるよう、都道府県が制定する保守点検業の登録に係る条例制度に位置付けることになった。浄化槽の保守点検業に従事する浄化槽管理士が広く浄化槽管理方法に係る知識の継続的研鑽を行い、進歩する浄化槽技術への対応がなされるように、都道府県は浄化槽関係団体と連携して研修体制の確保や質の高い研修の実施に取り組む必要がある。今回の浄化槽管理士の講習機会の確保を契機に、地域の汚水処理サービスを担う浄化槽の業務に従事する者の質の確保に向けた取り組みが浄化槽関係団体の間で進むことが望まれる。また、今回の改正法では対象になっていない浄化槽工事業に従事する浄化槽設備士や清掃業に従事する浄化槽清掃技術者においても、進歩する浄化槽技術への対応や浄化槽の施工方法または清掃方法等の知見の習得に努めることを期待する。

指定検査機関においては、浄化槽管理者に義務付けられている法定検査の実施を従来から業務として行っているところであるが、改正法により、特定既存単独処理浄化槽の把握において法定検査の結果を活用することや都道府県が指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行うこと等、その浄化槽に関する専門知識がより重要視されることとなった。都道府県職員が指定検査機関に従事する検査員の助言等を得て、特定既存単独処理浄化槽の把握を現場で実際に行うことになることから、都道府県職員は単独処理浄化槽の処理技術に応じたチェック項目の知見の習得や浄化槽管理者に対しての説明能力の向上に努めるとともに、指定検査機関の検査員においても、適切な助言を実施できるよう知見の習得に努めることを期待する。

改正法は、法定検査結果等を活用した特定既存単独処理浄化槽の除却等の措置に基づく合併処理浄化槽への転換、浄化槽整備区域における公共浄化槽を含めた様々な手法による浄化槽整備、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検率の向上や管理の指導強化等に向けた強力なツールを有するとともに、協議会制度による行政、浄化槽使用者、浄化槽業務に従事する関係者との議論による地域の実情に応じた単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換、浄化槽整備の推進、浄化槽台帳の整備や浄化槽管理者の維持管理への支援を実現できる画期的な内容である。都道府県や市町村が、これらの政策ツールを総動員して、指定検査機関等の浄化槽関係者と連携しながら、単独処理浄化槽の転換や管理の向上に関する具体的な取り組みを実施するとともに、指定検査機関等の浄化槽関係者が持つ能力がさらに発揮されることで浄化槽リノベーションが進み、第5次環境基本計画で提唱する地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の形成にも貢献することを強く期待したい。

浄化槽リノベーション推進検討会 委員名簿

(座長)

眞柄泰基 公益財団法人給水工事技術振興財団 理事長

(委員)

浅野和仁 朝日航洋株式会社 空間情報事業本部 エバンジェリスト
(元富田林市上下水道部理事兼次長兼下水道課長)

庵途典章 佐用町長
(全国浄化槽推進市町村協議会 副会長)

上田勝朗 一般社団法人全国浄化槽団体連合会 会長

蛭江美孝 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター
主任研究員

江利角晃也 千葉県環境生活部水質保全課 課長

大久保あかね 静岡県立大学 経営情報学部 教授

小川浩 常葉大学 社会環境学部 教授

奥田早希子 water-n 代表理事

河村清史 元埼玉大学大学院理工学研究科 教授

国安克彦 公益財団法人日本環境整備教育センター 理事

建入ゆかり 宮城県 環境生活部 循環型社会推進課
技術副参事兼課長補佐

萩原なつ子 立教大学 教授

(事務局)

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

浄化槽リノベーション推進検討会 開催経緯

● 開催経緯

- 第1回検討会（令和元年8月9日）
 - ◇ 浄化槽リノベーション推進検討会の設置について
 - ◇ 浄化槽リノベーションの推進について
- 第2回検討会（令和元年9月20日）
 - ◇ 浄化槽リノベーション推進検討会の委員の追加について
 - ◇ 関係団体へのヒアリングについて
 - ◇ 制度設計に当たっての論点 について
- 第3回検討会（令和元年10月21日）
 - ◇ 改正浄化槽法の施行に向けた対応方針（案）
- 第4回検討会（令和元年11月11日）
 - ◇ 改正浄化槽法の施行に向けた対応方針（案）
- 第5回検討会（令和元年12月23日）
 - ◇ 対応方針（案）に対するパブリックコメントの回答案について
 - ◇ 改正浄化槽法の施行に向けた対応方針（案）

● 第2回検討会ヒアリング参加団体及び参加者（敬称略）

- 全国環境整備事業協同組合連合会
 - ◇ 玉川福和 会長、高山浩一 水処理委員長、黒瀬栄治 副会長、樋口克明 専務理事
- 一般社団法人浄化槽システム協会
 - ◇ 古市昌浩 副会長、酒谷孝宏 事務局長
- 一般社団法人日本環境保全協会
 - ◇ 山条忠文 会長、石井栄 浄化槽事業委員会副委員長、阿久津民和 専務理事、六沢善幸 技術員
- NPO法人浄化槽ナビゲータ認証機構
 - ◇ 沖永礼象 理事、高野三津敏 理事
- 全国一般廃棄物環境整協同組合連合会
 - ◇ 八田富夫 顧問、東孝二 専務理事、大川和彦 常任理事

**「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に関する適切な実施を図るために
必要な指針（ガイドライン）（案）【技術的事項の抜粋】**

1. 「特定既存単独処理浄化槽」の判定の参考となる事項

- 「特定既存単独処理浄化槽」の判定の参考となる情報として、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等が考えられる。
- 既存単独処理浄化槽が現にもたらしめている、またはそのまま放置した場合に予見される悪影響が周辺の生活環境、公衆衛生等にも及ぶと判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、その状態が継続された場合のもたらされる危険等について切迫性が高いか否か等により「特定既存単独処理浄化槽」に該当するか否かを判定する。その際の判定基準は一律とする必要はないが、別紙1、別紙2を参考に、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等地域の実情に応じて、悪影響の程度や危険等の切迫性を判定することとなる。
- 外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的に見られる場合は、悪影響の程度や危険等の切迫性があり、措置の緊急性が高いと判定することも考えられる。
- 周辺環境への影響に関して、例えば、水道水源の湖沼等において条例により単独処理浄化槽に対して規制が適用される場合や生活排水の排出に対して何らかの規制がなされる地域に位置する場合、あるいは浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸が近接している場合等は、「特定既存単独処理浄化槽」として措置を講ずる必要性が高くなることが考えられる。
- 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」については、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況に応じて、除却を行い合併処理浄化槽に交換するか、補修や附帯設備の交換により既存単独処理浄化槽として使用し続けるか、その後の対応も含めて判定することになる。なお、その際には合併処理浄化槽へ転換した場合の費用との関係性も留意する必要がある。
- 既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的に見られて周辺環境への影響が懸念される場合は、緊急性が高いことから除却を行い合併処理浄化槽への交換を措置として求めることが考えられる。
- 一方、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が限定的な場合は、浄化槽の補修や附帯設備の交換を措置として求めて既存単独処理浄化槽の使用を継続することも考えられるが、この場合においても、補修や附帯設備の交換により外形的状況や性能状況が一時的に改善するものの、例えば、老朽化が進行した既存単独処理浄化槽においては、本体がすでに劣化して部材の強度が低下していることで破損、変形、漏水等が再発したり、附帯設備の破損、変形、脱落等が再発することによって、周辺環境への影響が懸念する事態になり緊急性が高まることがありえる。
- このようなことから、既存単独処理浄化槽の使用の継続による当該既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の将来的な悪化の可能性も念頭に総合的に評価を行い、措置の内容について、除却を行うか、補修や附帯設備の交換を行うかの判定を行うことになる。なお、その際には合併処理浄化槽へ転換した場合の費用との関係性も留意する必要がある。
- 「特定既存単独処理浄化槽」の措置の参考となる考え方については別紙3に示す。

2. 「特定既存単独処理浄化槽」を把握するための根拠となる情報

- 「特定既存単独処理浄化槽」の把握には、指定検査機関による 11 条検査の結果が最も重要である。11 条検査は浄化槽法に基づき受検の義務付けがなされていることから浄化槽管理者に対する受検の指導を進めていく必要がある。
- 11 条検査を受検している浄化槽については、その結果の報告により「特定既存単独処理浄化槽」の対象となり得る既存単独処理浄化槽を把握したうえで、指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行うこと。
- 11 条検査を受検していない浄化槽については、浄化槽台帳に集積された情報（設置情報（設置年、処理方式等）や管理情報（保守点検、清掃））、協議会や報告徴収制度を通じた保守点検業者や清掃業者から得た情報等から浄化槽をスクリーニングしたうえで選定を行い、指定検査機関と連携して法第 53 条に基づく立入検査を行うこと。
- スクリーニングにあたっては、以下の事項に留意すること。
 - 浄化槽台帳に集積された設置情報から、特に老朽化による本体や機材の劣化が予想される建築基準法に定める旧構造基準の方式（全ばっき型、腐敗タンク（室）等、）の既存単独処理浄化槽について着目すること。
 - 保守点検業者や清掃業者から得た管理情報から、既存単独処理浄化槽の放流水質が所定の性能を満たさないおそれのあるもの、内部の様態からみて所定の性能を確保できないことが明らかなものや劣化が著しいものについて着目すること。
 - 既存単独処理浄化槽の放流先、既存単独処理浄化槽の放流水への条例に基づく水質規制の有無、近隣住民からの苦情通報の情報等にも着目すること。
- なお、都道府県知事は、情報収集にあたっては、市町村と連携すること。
- 11 条検査の実施に併せて定期的に特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽を把握すること。

〔別紙1〕「特定既存単独処理浄化槽」の判定の参考となる事項

〈外形的状況や性能状況〉

①重要項目

項目	参考となる事項
浄化槽本体	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽本体に大きな破損または劣化箇所がある。 ・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。 ・漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。 ・現場打ちの場合には、躯体部に著しい腐食・劣化がある。
水平の狂い	<ul style="list-style-type: none"> ・水平の狂いや浮上または沈下により、不均等な攪拌や短絡水流が形成されている。 ・水平の狂いや浮上または沈下により、腐敗タンク（室）や沈殿分離タンク（室）、沈殿室の堆積汚泥が極度に偏っている。 ・水平の狂いや浮上または沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損がある。

②その他の項目

項目	参考となる事項
浄化槽の内部設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各室の隔壁や仕切板が大きく破損や変形、脱落または欠落している。 ・構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない。または、破損・浮上・脱落等が生じている。
平面酸化床、散水ろ床	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい破損がある。 ・破損や傾きにより、短絡流や不適正な水流が発生している。 ・剥離生物膜が特定の箇所に堆積し、適切な水流を妨げている。
ばっ気装置	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な水流が確保されていない。
消毒装置	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒設備が破損、脱落または欠落している。 ・薬剤筒が適正に固定されていない。
流入管渠、放流管渠	<ul style="list-style-type: none"> ・定常時に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・流入升において、逆流や溢流がある。 ・放流先からの逆流がある。 ・著しい破損または漏水がある。

〈周辺環境への影響〉

③周辺環境への影響

項目	参考となる事項
悪臭等の発生状況	浄化槽設置場所周辺において著しい臭気、害虫、騒音の発生がある。
放流水の水質	放流水の透視度が4度(4cm)未満である。
放流水質等の規制	条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対しての規制等がある。
井戸の設置状況	浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。

<参考となる情報>

④参考となる情報

項目	参考となる事項
過去の補修等の実績	以前に本体または内部設備（②その他の項目に係る附帯設備を含む）で補修や部品の交換を行なった実績がある。
構造基準	旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和44年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）である。

〔別紙2〕 判定の考え方

「そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある状態にあると認められるもの」であることを判定する際は、以下の1. 若しくは2. に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合を含む。）に該当、かつ3. に掲げる周辺環境への影響に該当するか否かにより判断する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判定していく必要がある。

1. 重要項目

浄化槽本体の外見的形状が保持できず、生活環境や公衆衛生に対して過大な悪影響を定常的に与えることが明らかである項目として、以下の（イ）または（ロ）に掲げる事項に該当するか否かにより判定する。

（イ）浄化槽本体の著しい破損または変形、漏水の状況	
浄化槽本体に著しい破損や劣化、変形が発生しているか否か、槽本体から外部への漏水が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽本体に大きな破損または劣化箇所がある。 ・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。 ・漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。 ・現場打ちの場合には、躯体部に著しい腐食または劣化がある。
<p>【切迫性の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏水が認められた場合は、地下水等への過大な影響が懸念されることから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 ・旧構造基準（昭和44年建設省告示第1726号）に基づくFRP製既存単独処理浄化槽は、既に耐用年数の30年^{※1}を超過しており、腐食や亀裂が確認された場合は、将来漏水や崩落等が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響や危険等についての切迫性は高いと判断する。 ・旧構造基準（昭和44年建設省告示第1726号）に基づくコンクリート製既存単独処理浄化槽は、汚水処理施設の鉄筋コンクリート構造物の標準耐用年数が50年^{※2}であり、腐食や亀裂が確認された場合には、漏水や崩落等が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響や危険等についての切迫性は高いと判断する。 <p>※1 FRP製浄化槽の耐久性に関する考察（公益財団法人日本環境整備教育センター 小川浩、大森英昭） ※2 下水道事業の手引きより抜粋（監修／国土交通省水管理・国土保全局 下水道部）</p>	
<p>【措置の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数を超過した既存単独処理浄化槽において破損や亀裂、著しい変形、漏水等が認められた場合は、当該箇所を補修したとしても材質そのものが劣化しているため、他の箇所でも何らかの異常が発生すると考えられることから、補修せずに合併処理浄化槽に交換することが望ましい。 ・FRP製既存単独処理浄化槽の破損等を補修した場合、歪み等が生じて他の部分の破損等を連鎖的に招き、繰り返し補修を行わなければならないおそれがあることから、かかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。 ・コンクリート製既存単独処理浄化槽の破損等を補修する場合、安全面の観点から、上部コンクリートを除去する必要があることから、補修にかかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。 	

(ロ) 浄化槽本体の著しい水平の狂い、浮上または沈下の状況	
浄化槽本体の水平や浮上または沈下について、管渠や空気配管、内部設備等の破損が発生しているか否か、不均等な攪拌や短絡水流や堆積汚泥分布に著しい偏りが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水平の狂いや浮上または沈下により、不均等な攪拌や短絡水流がある。 ・ 水平の狂いや浮上または沈下により、腐敗タンク（室）や沈殿分離タンク（室）、沈殿室の堆積汚泥が極度に偏っている。 ・ 水平の狂いや浮上または沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損がある。
【切迫性の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 著しい水平の狂いや浮上または沈下による管渠の亀裂や破損またはそのおそれがある場合、当該箇所から漏水が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 ・ 著しい水平の狂いや浮上または沈下が生じた場合、空気配管や内部設備の破損や脱落、異常な水流の発生等、浄化槽の内部設備や附帯設備に複合的な異常をもたらすことは明らかであり、このことにより処理機能が著しく低下し、または汚泥の流出によって適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 	
【措置の考え方】 <p>著しい水平の狂いや浮上または沈下が生じた既存単独処理浄化槽を補修する場合、槽本体を傷つけないよう掘り起こし、再度適正に据え付けなければならないことから、補修にかかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。</p>	

2. その他の項目

内部設備等の異状が原因で処理機能が低下し、生活環境や公衆衛生に対して過大な悪影響を定常的に与えるおそれが大きい項目として、以下の（イ）から（ホ）に掲げる事項に該当するか否かにより判定する。

(イ) 浄化槽の内部設備	
各室の隔壁や仕切板に脱落や著しい破損、変形等が発生しているか否か、構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない、あるいは破損、浮上、脱落等が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各室の隔壁や仕切板が大きく破損、変形、脱落または欠落している。 ・ 構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない。または破損、浮上、脱落が生じている。
【切迫性の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各室の隔壁や仕切板に破損や変形、脱落または欠落により、異なる単位装置の槽内水が区別なく混じりあうなど、当該単位装置が所期の機能を発揮していないと判断される場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 ・ ろ材や接触材が大きく破損しているまたは充填されていない他、槽内水のほとんどがろ材や接触材の間を通過していないと判断できる場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 	
【措置の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部品の入手が不可能で、補修できない場合は「補修不可」と判断する。 	

・隔壁等が著しく破損している場合には、本体の補修同様、歪み等が生じて他の部分の破損等を連鎖的に招き、繰り返し補修が必要となることから、かかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

(ロ) 平面酸化床・散水ろ床	
平面酸化床または散水ろ床に、著しい破損や傾きが発生しているか否か、それにより汚泥等が特定の場所に著しく堆積したり破損部分から短絡したりして、不適正な水流が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい破損がある。 ・破損や傾きにより、短絡流や不適正な水流が発生している。 ・剥離生物膜が特定の箇所に堆積し、適切な水流を妨げている。
【切迫性の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・散水樋の著しい破損や傾き、汚泥等の堆積により、腐敗室流出水が散水樋をほとんど経由することなく流下している場合は、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 ・平面酸化床の著しい破損や傾き、それによる偏った汚泥等の著しい堆積により、腐敗室流出水が直接消毒室に移流しているなどの著しい短絡現象が認められる場合は、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 	
【措置の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・散水樋や平面酸化床の著しい破損や傾きの補修には、手作業によるモルタル造形が必要な場合が多く、補修にかかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。 ・部品が入手不可能な場合は「補修不可」と判断する。 	

(ハ) ばっ気装置（散気式・機械式）	
不適正な水流が発生しているか否かなどを判断する。	
調査項目例	・適正な水流が確保されていない。
【切迫性の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・ばっ気装置の破損等により、攪拌水流が停止あるいは著しく弱い場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 	
【措置の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・送風機から浄化槽本体までの地中で空気配管が破損している場合は、補修費用が高額になる場合があることに留意すること。 ・機械式の場合は、修理に必要な部品が入手できない場合があることに留意すること。 	

(ニ) 消毒装置	
消毒装置が欠落または脱落、破損しているか否か、薬剤筒に固定不良があるか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒装置が欠落または脱落、破損している。 ・薬剤筒が適正に固定されていない。
【切迫性の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・消毒設備が欠落している場合、処理水が未消毒のまま定常的に放流されていることは明らかで、周 	

<p>辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。</p>
<p>【措置の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部品の入手が不可能で、補修できない場合は「補修不可」と判断する。

<p>(ホ) 流入管渠または放流管渠</p>	
<p>勾配不良や閉塞等による滞留や逆流、溢流が常態化しているか否か、逆流が常態化しているか否か、管渠に著しい破損または漏水があるか否かなどを基に総合的に判断する。</p>	
<p>調査項目例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定常時に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・ 流入升において、逆流や溢流がある。 ・ 逆流がある。 ・ 著しい破損または漏水がある。
<p>【切迫性の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 著しい破損または漏水、溢流が生じている場合、地下水等への過大な影響が懸念されることから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 ・ 逆流がある場合は、浄化槽の所期の性能が発揮できず、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 	
<p>【措置の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠の勾配不良や管渠途中の破損や漏水等の補修にかかる費用は、相当に高額になる可能性があることに留意すること。 	

3. 周辺環境への影響

生活環境及び公衆衛生上重大な支障をきたす恐れがあるか否かを判定するにあたり、下記の項目を確認する。

<p>周辺環境への影響</p>	
<p>調査項目例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽設置場所周辺において著しい臭気、害虫、騒音の発生がある。 ・ 放流水の透視度が4度(4cm)未満である。 ・ 条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対しての規制等がある。 ・ 浄化槽周辺に生活用水として使用している井戸がある。

4. 参考となる情報

特定既存単独処理浄化槽の措置を判定するにあたり、参考となる情報として、既存単独処理浄化槽の使用の継続による当該既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の将来的な悪化の可能性も念頭に、以下に掲げる事項に該当するか否かを確認する。

<p>(イ) 過去の補修実績</p>	
<p>以前に本体または内部設備の補修を行なった実績があるか否かについて、特定既存単独処理浄化槽の措置を判断する場合の参考とする。</p>	
<p>調査項目例</p>	<p>以前に本体または内部設備の補修を行なった実績がある。</p>
<p>【切迫性の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以前に本体の補修を行なった実績があり、再び同一箇所または関連する箇所に著しい破損等が発生 	

した場合には、漏水が発生する蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

- ・以前に内部設備の補修を行なった実績があり、再び同一箇所または関連する箇所に著しい破損等が発生した場合には、浄化槽の所期の性能が発揮できず、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

以前に本体または内部設備の補修を行なった実績がある場合、繰り返し補修が必要となることから、かかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

(ロ) 浄化槽の構造基準

旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和 44 年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）であるか否かを確認して、特定既存単独処理浄化槽の措置を判断する場合の参考とする。

調査項目例	旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和 44 年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）である。
-------	---

〔別紙3〕「特定既存単独処理浄化槽」の措置の参考となる考え方

「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」については、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況に応じて、将来的な悪化の可能性も念頭に総合的に評価を行い、措置の内容について、除却を行うか、補修や附帯施設の交換を行うかの判定を行うことになる。

なお、以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判定していく必要がある。

(1) 除却

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的に見られて周辺環境への影響が懸念される場合は、緊急性が高いことから除却を行い合併処理浄化槽への交換を措置として求めることが考えられる。

〔別紙1〕「特定既存単独処理浄化槽」の判定の参考となる事項より、「除却」の措置の判断として以下のケースを例示する。

■ケース1：

「①重要項目」に1つでも該当 かつ 「③周辺環境への影響」に1つでも該当

■ケース2：

「②その他の項目」に複数該当 かつ 「③周辺環境への影響」に1つでも該当 かつ 「④参考となる情報」に1つでも該当

(2) 補修や附帯設備の交換

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が限定的な場合は、浄化槽の補修や附帯設備の交換を措置として求めて単独処理浄化槽の使用を継続することも考えられる。この場合においても、補修や附帯設備の交換により外形的状況や性能状況が一時的に改善するものの、例えば、老朽化が進行した既存単独処理浄化槽においては、本体がすでに劣化して部材の強度が低下していることで破損、変形、漏水等が再発したり、附帯設備が破損、変形、脱落等が再発することで、周辺環境への影響が懸念する事態になり緊急性が高まることもありえる。

「補修や附帯施設の交換」の措置の判断としては、「特定既存単独処理浄化槽」に該当するが「除却」の措置に該当しない特定既存単独処理浄化槽が対象になると考えられる。